

実は身近な問題「産業廃棄物」について考えてみましょう

私たちの暮らしからも発生する産業廃棄物(産廃)は、全てをリサイクルすることはできません。最後まで残った燃え殻、汚泥などは、県内に広く受け入れ可能な管理型最終処分場がないため、県外の処分場に頼っています。

県内の事業者が持続的に産廃の処分が行えるようにする責任が県にはあり、管理型最終処分場の設置に向けて取り組んでいます。

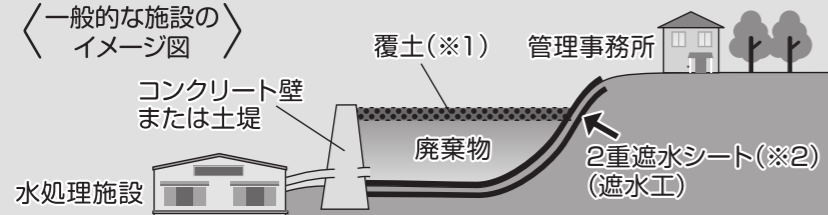
1 管理型最終処分場ってどんな施設なの？

分解したり変質する燃え殻、汚泥、木くず、繊維くずなどの産廃は、汚水が外に漏れ出ない構造の「管理型」の施設で処分しなければなりません。

管理型 最終処分場

汚泥など埋立後に汚水が出るものを埋め立てる処分場で、専用のシート(国の基準では2重遮水シート)を張って汚水が外に漏れない構造の処分場です。発生した汚水は水処理施設に集め、きれいにします。

〈一般的な施設のイメージ図〉



(※1) 廃棄物の飛散・流出防止などの対策として廃棄物を土で覆います。

(※2) 廃棄物の埋立に耐える十分な強さを持っています。

県内で発生した産廃で最終処分される量は年間約2万5千トンですが、そのうち県内で処分できない約1万1千トンが、県外の管理型最終処分場で埋め立てられています。

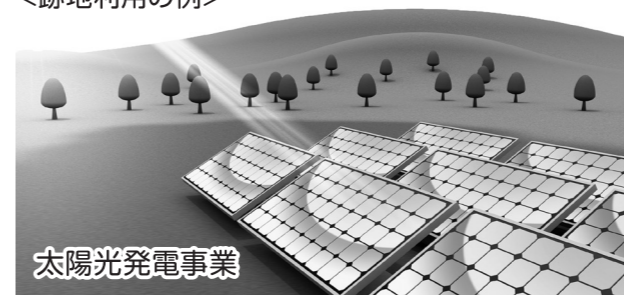
2 最終処分場は、ずっと使い続けるの？

埋め立てが終了したら、国が定める廃止基準を満たし、埋め立てた廃棄物が安定化した後、廃止申請され、県が確認します。

最終処分場跡地では、太陽光パネルによる発電や、公園として地域の憩いの場に利用されている事例もあります。

なお、安定した状態の地下の廃棄物が跡地利用によって掘り起こされることがないように、処分場の跡地を県が指定区域とし、土地を掘削する工事などを制限しています。

<跡地利用の例>



※産業廃棄物最終処分場については、「最終処分場の必要性」として県のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/261510.htm>)にも掲載しています。

鳥取県

問合せ先

県庁 循環型社会推進課

電話:0857-26-7681 FAX:0857-26-7563

最終処分場の
必要性について



前2回の内容はこちら

